

## 食品の放射性物質検査実施要領

### 1 目的

この要領は、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号）および「食品，添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正により食品中の放射性セシウムに基準値が設定されたことから，市民の食の安全・安心の確保のため，函館市衛生試験所が実施する食品中の放射性セシウム検査に関する必要な事項を定めるものである。

### 2 定義

この要領で食品とは，すべての飲食物（「薬事法」（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品および医薬部外品を除く。）をいう。

### 3 検査対象

食品（ただし産地が特定できるものに限る。）

### 4 測定場所

函館市衛生試験所 放射能測定室

### 5 検査方法および検査項目

(1) 検査方法 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法（「食品中の放射性物質の試験法について」（平成24年3月15日付食安発0315第4号厚生労働省通知）の別添「食品中の放射性セシウム検査法」に準拠）

(2) 検査項目 放射性セシウム（Cs-134およびCs-137）

(3) 検出限界 基準値の1/5以下（Cs-134およびCs-137の合計）

(4) 検査容器 2Lマリネリ容器

### 6 検体の必要量

2Lマリネリ容器の容積を満たす量

### 7 検査手数料

1検体 20,100円

### 8 検査結果の通知

試験・検査成績書を発行する。

9 検査結果の取扱い

検査結果は、すべて保健所生活衛生課に情報提供する。

10 その他

食品以外について、市長が特に認めたものは、この要領に準拠して実施する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。